

## お知らせ掲示板

### くらし

#### 10月は市県民税・森林環境税第3期の納期です

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。詳しくは、市のホームページへ。

【熊本市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

#### 差し押さえ動産を公売します

滞納処分による差し押さえ動産(室内装飾品:焼き物、ガラス製品等)を官公庁オークションで公売します。

【参加申込期間】10月4日午後1時～22日午後11時

【入札期間】10月29日(火)午後1時～31日(木)午後11時

詳しくは、官公庁オークションへ。

(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)



#### 令和6年度電力・ガス・食品等価格高騰重点支援給付金の申請は、10月31日(木)【当日消印有効】までです!

申請期限を過ぎた場合は、支給を受けられなくなることがあります。

なお、子ども加算については、10月1日(火)から31日(木)までに生まれた新生児分に限り、11月13日(水)まで申請を受け付けます。

本市または本市以外の市区町村で、令和5年度以降に低所得者世帯向けの給付金の受給対象となった世帯は対象外です(未申請の世帯や受給辞退された世帯も含みます)。

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎355-8866 平日午前9時～午後5時



詳しくは、市ホームページへ

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

#### 定額減税に伴う調整給付金の申請は、10月31日(木)【当日消印有効】までです!

申請期限を過ぎた場合は、支給を受けられなくなることがあります。

給付金に関することは、熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎355-8866 平日午前9時～午後5時、個人住民税の定額減税に関することは、市民税課 ☎328-2183)へ。



詳しくは、市ホームページへ

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

#### 10月23日(水)・24日(木)「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催

11月5日の「世界津波の日」は、津波の脅威と対策について理解と関心を深めることを目的に、2015年12月の国連総会で制定されました。翌2016年から、世界各国の高校生が津波の脅威と対策について学ぶ場として、「世界津波の日」高校生サミットが開催されています。

熊本開催では、海外42か国・地域、国内、県内の500人以上の高校生が参加予定で、「熊本の教訓を世界へ、そして未来へ」をテーマに、熊本地震や集中豪雨など大規模自然災害を経験した熊本で、命を守る対策と創造的復興を学びます。

開会式と総会・閉会式については、LIVE配信を予定しています。詳しくは、こちら↑



(防災計画課 ☎328-2354)

#### キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、自宅のPCやスマホで納税手続きが完結するキャッシュレス納付をおすすめしています。

ぜひ、利用ください。

また、税務署窓口での納税は午前9時から午後4時までをお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)、国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)※ナビダイヤルへ。

(市民税課 ☎328-2183)

#### 公的年金を受給している方で65歳になられた方へ

公的年金等を受給している方で、令和5年4月2日～令和6年4月1日の間に満65歳になった方(昭和33年4月3日～昭和34年4月2日生まれの方)は、10月から市民税・県民税・森林環境税の納付方法が公的年金からの特別徴収(天引き)へと変更になります。

■対象となる方【令和6年(2024年)4月1日現在】

- ・公的年金を年間18万円以上受給している方で市民税・県民税・森林環境税が課税となる方
- ・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市民税・県民税・森林環境税額よりも多い方

※収入や控除の状況により、公的年金からの特別徴収の対象にならない場合があります。

※公的年金等の収入以外に、給与などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「市民税・県民税・森林環境税」は、同じ税金です。

詳しくは、市民税課へ。

(市民税課 ☎328-2183)

#### 監査結果などを公表しています

場情報公開窓口(市庁舎地下1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ 令和6年度一般会計・特別会計定期監査(工事)報告書、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、令和5年度公営企業会計決算審査意見書、令和5年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書、令和5年度内部統制評価報告書に係る審査意見書

※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

※審査意見書とは、決算書等の計数の正確性を検証し各比率等が正しく算定されているか、また、評価報告書における評価が適切に実施されているかなどを審査し監査委員の意見を付したものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

#### マイボトル協力店制度を開始します!

マイボトルに飲料を提供する店舗の登録制度を10月から開始します。積極的にマイボトルを利用し、プラスチックごみ削減に協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページへ。

(事業ごみ対策課 ☎328-2362)



#### 10月から食品ロスゼロ協力店制度を開始します!

食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店を応援しています。外食や買い物の際は、協力店を利用し、食品ロスの削減に協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページへ。

(事業ごみ対策課 ☎328-2362)



#### 避難施設を適正に維持管理しましょう!

通路や階段等に物を置くと、火災の際に逃げ遅れが生じるおそれがあります。また、防火戸や防火シャッターの近くに物を置くと、開閉の障害となり火災を拡大させる要因となります。

日頃から、避難施設の適正な維持管理をお願いします。

(消防局指導課 ☎363-2249)

#### 10月1日は浄化槽の日です

浄化槽の日は浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたのを記念し、公共用水域の水質保全等を目的に設けられました。家庭の生活排水が適切に処理されているか見直し、熊本のきれいな水を守りましょう。

(浄化対策課 ☎328-2366)

#### 市公式LINEで「災害・消防情報」を配信しています



災害時の避難や日頃の防災・防火に活用ください。

##### 【受信設定方法】

- ・市公式LINEのメニュー画面から「防災・災害」をタップ
- ・「災害・消防情報受信設定」をタップし、受信したい項目をチェックし選択設定
- ・「回答」ボタンを押して、内容確認後「送信」ボタンを押して設定



(消防局情報司令課 ☎363-7137)

#### 「おでかけICカード」は本人のみが利用できます

市外へ転出した方や亡くなった方のおでかけICカードは利用できなくなります。交通事業者(熊本市交通局を除く)の窓口でカードの解約をしてください。

また、通勤、通学、営業活動には利用できませんのでご注意ください。

(高齢福祉課 ☎328-2963)

(障がい福祉課 ☎361-2519)

#### 10月は「明るい選挙推進強調月間」

選挙制度を正しく理解し、代表者にふさわしい人を選ぶための正しい目をもちましょう。

■次のような行為は、罰則で禁止されています。

政治家や政治家の関係団体・後援団体の寄附、政治家の時候のあいさつ状送付など

【寄附の例】病気見舞い、地域の運動会などへの飲食物の差し入れなど(選挙管理委員会事務局 ☎328-2771)

#### 10月は食品ロス削減月間です!



本市では「肥後のいっちょ残さん!熊本市食品ロス削減ハンドブック」を作成し、市ホームページで公開しています。ぜひ活用ください。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

#### 「ごみ減量リサイクルクイズ」を実施!

期10月1日(火)～31日(木) 10月10日は「食品ロス削減月間」および「3R推進月間」です。市公式LINEで、ごみの分別方法や食品ロス削減について楽しく学べる「ごみ減量リサイクルクイズ」を実施。全問正解者の中から抽選で500名様にエコグッズをプレゼントします

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

#### リサイクル雑誌・図書配布 無料

日10月26日(土)、27日(日) 午前9時半～午後5時 場市立図書館2階 ※1人10冊まで。

(市立図書館 ☎363-4522)

#### 秋の町内一斉清掃について

期10月27日(日) 場地域の道路等 内本市の町内自治会ごとに一斉清掃を実施。ぜひ参加しましょう。

実施時間など詳しくは、地域の町内自治会へ。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)



## くらしの中の人権 130

### 水俣病に関する人権問題

水俣病とは、チッソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流され、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生した中毒性の疾患であり、人から人へ感染したり遺伝したりすることはありません。

また、現在、水俣湾は県の調査によって安全が確認されています。

水俣病がどのような病気なのか人々に正しく理解されなかったことで、患者やその家族、地域の住民に対するいわれのない偏見や差別といった問題を生じさせました。

私たち一人ひとりが、水俣病に対する正しい知識を持ち、被害を受けた方々の視点に立って考え、水俣病に対する差別や偏見をなくしていくことが大切です。

(人権政策課 ☎328-2333)